第２表

事 業 報 酬 総 括 表　　（単位：千円）

項　　目			金　　額（第４条第２項第１号関係）	金　　額（第４条第２項第２号関係）	金　　額（第４条第２項第３号のうち事業者のレートベースの額）	備　　考
レートベース	特定固定資産					
	建設中の資産					
	使用済燃料再処理関連加工仮勘定					
	核燃料資産					
	特定投資					
	運転資本	営業資本				
		貯蔵品				
		小　　計				
	繰延償却資産					
（A）：レートベースの額の合計額			①	②	③	
（B）：報酬率（％）					電気事業報酬額※	※（④－⑤）×（③／（①－②））
（C）：（A）×（B）			④	⑤		

原価算定期間を、　年　月から　　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

第４条第２項第２号関係の金額については、直近の託送供給等約款の認可、認可の申請又は届出に当たり、一般送配電事業者による託送供給等に係る収入の見通しに関する省令第９条第２項の規定により算定されたレートベースの額の合計額、報酬率及び電気事業報酬の額を、それぞれ（A）、（B）、（C）に記載すること。

第３表

控 除 収 益 総 括 表　　（単位：千円）

項　　目	金　　額	備　　考
他社販売電源料		
電気事業雑収益		
預金利息		
賠償負担金相当収益		
廃炉円滑化負担金相当収益		
合　　計		

原価算定期間を、　年　月から　　年　月までの　年として算定した。

（記載注意）

他社販売電源料の販売電力量（10^6kWh）を，備考欄に記載すること。

注　１　該当すべき事項がないときは、表の作成又は記載を省略することができる。

２　記載すべき金額は千円単位をもって表示することができる。ただし、営業費、事業報酬及び控除収益の合計額が千億円を超える事業者は、「千円」を「百万円」に読み替え、百万円単位をもって表示することを妨げない。

３　火力に係るものは、汽力及び内燃力に係るものをいう。